

後退用地の寄附を成立させるためには

※ 下表の条件（支障物撤去等）を11月下旬までに完了させて下さい。

Check	条 件			住環境政策課 への連絡時期
	やること	連絡先	内 容	
	後退用地の 支障物撤去、 移設、整地 (盛土・切土)	工事請負業者 ハウスメーカー 不動産業者等 	撤去・移設が必要な支障物は、測量の立会時に後退用地内にある支障物を判定して、「協議結果通知書」に記載しています。 <u>それらの支障物の撤去、移設工事を業者へ依頼し、工事を行ってください。</u> また、道路と後退用地に高低差がある場合は、 <u>盛土・切土等を行い、路面と後退用地が水平になるよう整地してください。</u>	撤去、移設、 整地後
	抵当権・ 根抵当権の 抹消承諾 の手続き	融資を受けた 金融機関の 支店等 	住宅ローンを組む等、後退用地を含む土地を担保にして、金融機関から融資を受けた方については、 <u>抵当権・根抵当権の抹消手続きが必要です。</u> 支障物の撤去や整地を市が確認すると、市から登記簿に記載のある債権者（金融機関等）へ文書を送付します。その文書を受付けた <u>金融機関等より、債務者の方へ連絡がある場合があります。</u> 速やかに金融機関の支店等と連絡を取り、担当者の指示に従ってください。	金融機関等へ 連絡後
	転居している 場合は、 最新の印鑑 証明書を 住環境政策 課へ提出	市役所市民課 	事前協議申出時の住所地から転居された場合は、 <u>最新の印鑑証明書を取得して、住環境政策課へ提出してください。</u> また、既提出書類の住所を訂正していただく場合があります。	転居手続き後 

事前協議申出をした年の12月31日までに所有権移転登記が完了した場合は、翌年度の寄附地部分の固定資産税は非課税となります。



【 問合せ先 】

岡崎市 住環境政策課 狭あい道路整備係

Tel 0564-23-6823

Fax 0564-23-7528

E-mail jukankyo@city.okazaki.lg.jp

